

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆ ネットバンキングを悪用した還付金詐欺にご注意！
- ◆ 暗号資産（仮想通貨）を使った投資話にご注意！
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害
- ◆ エシカル消費を知っていますか？
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2023

2 February  
月号

第155号



## ネットバンキングを悪用した還付金詐欺にご注意！

### 相談事例

市役所職員を名乗る男性から「健康保険料の払い戻しが約3万円ある」と電話があり、払い戻しをしてもらうことにした。



その後、払い戻し先の口座がある金融機関を名乗った電話があり、暗証番号を聞かれた。教えたくなかったが「キャッシュカードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ、伝えてしまった。

不安になり、その金融機関に確認すると、勝手にインターネットバンキングの申し込みがされていた。

### ★ アドバイス ★

- 還付金詐欺はこれまでATMで振り込ませる手口が主でしたが、インターネットバンキングを悪用した還付金詐欺の相談が寄せられています。
- 役所などの公的機関をかたり「保険料の還付がある」などと電話し、還付金を受け取るためと言って銀行口座の番号や暗証番号などを聞き出し、本人に成り済ましてインターネットバンキングの利用を申し込み、預金を他の口座に不正に送金する手口です。
- 公的機関や金融機関などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。絶対に教えず、すぐに電話を切ってください。
- お金が返ってくるという電話は、詐欺の可能性ががあります。
- すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費者相談窓口等にご相談ください。



## 暗号資産(仮想通貨)を使った投資話にご注意！

### 相談事例1

SNSで知り合った人から**暗号資産の取引**を勧められて、指定された**口座に現金を振り込んだ**。その直後から、**連絡がつかなくなってしまった**。

### 相談事例2

**稼げるネットワークビジネス**があると友人に紹介され、カフェに説明を聞きに行った。その場で会員登録し**30万円を暗号資産に投資した**。**1週間ごとに数%の利益**が受け取れると言われていたのに、その後、**友人からも事業者からも連絡が来ない**。契約書面も領収書ももらっていない。



## ★ アドバイス ★

- 暗号資産は、インターネットでやりとりされる、通貨のような機能をもつ電子データです。日本円や米ドルのように、国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。そのため、さまざまな要因によって価格が変動することがあり、この価格の変動により損をする可能性があります。取引内容やリスクについて十分理解できなければ取引や契約をしないでください。
- 一般に暗号資産の入手・換金は、「取引所」や「販売所」と呼ばれる事業者（暗号資産交換業者）を利用して行われます。暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。暗号資産を扱う業者のサイトやアプリで取引を行う場合には、登録業者かどうかを金融庁のウェブサイトです事前に必ず確認してください。
- 面識のない相手から暗号資産の投資を勧められた際は、まずは詐欺的な投資話を疑いましょう。友人・知人から勧められた場合でも、人間関係と投資を切り分けて冷静に判断してください。
- 困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

ストップ！  
特殊詐欺被害

## 息子などの親族を装うオレオレ詐欺の被害が増加しています

- **オレオレ詐欺**は、**家族や親族などを装って**「会社の書類をなくした」「損失を補填しなければならない」「お金を用意してほしい」などと電話をよこし、**現金をだまし取る手口**です。
- 息子を装うだけでなく、医師を装う者から「息子さんが病院で、のどの治療を受けている」などという手口も増えています。
- 電話のあとに、**親族やその関係者と名乗る者が直接訪問し、現金やキャッシュカードをだまし取る**場合もあります。
- **詐欺電話は、固定電話機にかかっています**。家の電話は常に留守番電話にしておく、または、防犯機能付き電話機を活用するなど、不審な電話がかかってきても、直接、話をしない環境を整えましょう。
- **不審な電話を受けた場合は、最寄りの警察やお住まいの自治体の消費者相談窓口等にご相談ください**。



### 警察相談専用電話「#9110」

犯罪や事故に当たるのかわからないが、警察に相談したいことがあるときには、全国どこからでも、電話をかけた地域を管轄する警察本部などの相談窓口につながります。



### 消費者ホットライン「188」

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。ひとりで悩まず相談しましょう！

# エシカル消費を知っていますか？

皆さんは「エシカル消費」について知っていますか。

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標 SDGs（エス・ディー・シーズ）の17の目標のうち、**12番の「つくる責任 つかう責任」**に関連する取組です。



私たち一人一人が社会的な課題に気づき、日常生活の中で、その課題の解決のために、自分は何ができるのか考えてみるのが、エシカル消費の第一歩です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



次のようなことを意識して行動してみませんか。

- 地元の産品を購入する
- 環境に配慮した商品を購入する
- 食品ロスを減らす
- 使い捨てプラスチックの使用を減らす
- 地域のルールに沿ったゴミの分別を徹底する

みんなでエシカル消費を実践しましょう！

## 消費生活センターからのお知らせ

宮城県消費生活センターの2月の相談受付日は、下表の○印の日です。日曜日と祝日は、お休みとなります。

|    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 2月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|    | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  |
|    | ○ | ○ | ○ | ○ | 休 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | 休  | 休  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | 休  | ○  | ○  | ○  | 休  | ○  | ○  | 休  | ○  | ○  |

宮城県消費生活センター ☎ 022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時 土 9時～16時（祝日・年末年始除く）

◎各県民サービスセンター相談窓口（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

|     |                                    |                |
|-----|------------------------------------|----------------|
| 大河原 | 大河原地方振興事務所<br>県民サービスセンター           | ▶ 0224-52-5700 |
| 大崎  | 北部地方振興事務所<br>県民サービスセンター            | ▶ 0229-22-5700 |
| 栗原  | 北部地方振興事務所<br>栗原地域事務所<br>県民サービスセンター | ▶ 0228-23-5700 |
| 石巻  | 東部地方振興事務所<br>県民サービスセンター            | ▶ 0225-93-5700 |
| 登米  | 東部地方振興事務所<br>登米地域事務所<br>県民サービスセンター | ▶ 0220-22-5700 |
| 気仙沼 | 気仙沼地方振興事務所<br>県民サービスセンター           | ▶ 0226-22-7000 |

電子申請による  
消費生活相談



Twitter は  
こちら！



本情報紙のバックナンバーは  
こちらで検索♪

みやぎの消費生活情報



©宮城県・  
(株)旭プロダクション

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）

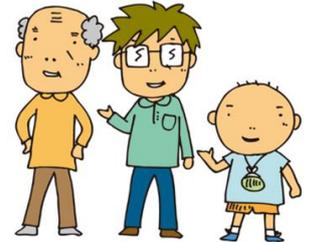
1月号では、「家庭でできる親と子の『お金教育』について、ご紹介しました。今月は、「お金と生活の知恵～次世代に向けて～」について、ご紹介します。



### お金と生活の知恵～次世代に向けて～

#### ◆次世代への金融教育

子や孫など、次世代の人たちに対して、今後の人生の基盤となること（例えば、ものやお金の大切さの理解、働くことの意義、周囲の人への感謝、お金には限りがありその範囲内で家計管理を行うことが重要であることなど）を、家庭において、ご家族の方がご自身の経験を踏まえて教えていただくことが、子や孫の今後の人生にとって大きな財産になります。



学校でもお金と生活の基本を学ぶようになってきていますが、日常生活での実践が最も重要です。小遣いの一定割合、お年玉や祖父母からの臨時収入を、貯蓄に回す習慣をつけましょう。

「余ったら貯蓄」ではなく、初めから、小遣いの10%、お年玉は80%を貯蓄すると決めるなど、天引き貯金の習慣をつけましょう。

子どもの貯金は、子どもが本当に欲しいもの、やりたいことのための夢貯金です。子どもは、本当に欲しいものを買うという夢のために、日々の欲望のコントロールを覚えていきます。コツコツと努力を続けて目標額に達し、本当に欲しいものを手にしたとき、子どもの心は大きく喜びに震えることでしょう。

天引き貯金の習慣がつけば、大人になっても収入の一部を貯めることができ、憧れのマイホームなど、欲しいものを手に入れる力がつきます。なるべく早い時期から習慣づけていきましょう。

#### ◆子どもの口座を作ってみましょう

銀行や郵便局に子どもと一緒に連れて行って、子どもの口座を作ってみましょう。そして毎月、子どもと一緒に貯金しましょう。子どもの知らぬ間に親が貯金するのではなく、子どもに貯金していることを実感させることが大切です。

銀行や郵便局に足しげく通えば、自然と投資信託、保険、そのほかのサービスのチラシを目にします。ほとんど理解できなくても、パンフレットを眺め、金融用語に慣れ親しんでいると、大人になって必要になったときに、ふと思い出すのです。

